

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

概要版

令和３年３月
(令和７年９月一部変更)

南房総市

目 次

1	計画策定の趣旨及び計画期間	1
2	国内外の動向	2
3	ごみ処理の基本理念と基本方針	3
	（1）基本理念	3
	（2）基本方針	3
4	ごみ処理の現況と課題	4
	（1）ごみ処理体系	4
	（2）ごみ排出量の実績	5
	（3）ごみ処理費用	6
	（4）問題点と課題	7
5	ごみ処理基本計画	8
	（1）ごみ処理の3 R 体系	8
	（2）計画の目標	9
	（3）ごみの排出抑制のための方策	10
	（4）ごみの分別区分	12
	（5）ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	13
	（6）ごみの処理施設の整備に関する事項	16
	（7）その他ごみの処理に関し必要な事項	17

1 計画策定の趣旨及び計画期間

南房総市（以下「本市」といいます。）は、現在、人口 1 人当たりのごみ排出量は国及び千葉県と比較して依然として高く、ごみを処理し、資源物として利用した量を示す再生利用率もやや低い状況にあります。

ごみの処理では、本市の内房地区の中間処理を行っている鋸南地区環境衛生組合（以下「鋸南衛生組合」といいます。）大谷クリーンセンターは、昭和 58（1983）年 4 月の稼働開始後から 42 年が経過しており、老朽化が進んでいます。また、外房地区の白浜清掃センターは、平成 14（2002）年 12 月に焼却を休止し、千倉清掃センターも、平成 20（2008）年 1 月に焼却を休止し、民間委託による処理を行っています。

ごみ問題に関し、国は環境基本法や循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物処理法や資源の有効な利用の促進に関する法律等、循環型社会の実現に向けた様々な法律の整備を進めています。

千葉県では、「第三次千葉県環境基本計画」を策定したほか、「第 10 次千葉県廃棄物処理計画」を策定し、食品ロスの削減や廃プラスチックへの対応等の新たな課題に対し、実効性のある施策を展開していくことにより、千葉県の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

本市では、「第二次南房総市総合計画」において、第一次総合計画で定められた将来像の「ひと・ゆめ・みらい 地域で創る魅力の郷 南房総」を引き継ぎ、安全で快適な南房総を実現するため、「分別収集の細分化」や「3R活動の推進」及び「ごみ処理施設の整備推進」等を目指しているところです。

また、「第 2 次南房総市環境基本計画」では、本市の目指すべき環境像を、「一人ひとりが考え、地域で守り、地域で創る環境のまち 南房総」とし、これからの南房総市を住み続けたいまち・選ばれるまちにするため、また未来の子どもたちが安心して笑顔で暮らすことができるまちするための環境づくりを進めていくこととしています。

さらに、令和元（2019）年に大量の災害廃棄物が発生した経験を踏まえ、大規模災害発生時に災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するため「南房総市災害廃棄物処理計画」を策定しました（令和 3 年（2021）年 3 月策定）。

ごみ処理広域化事業においては、これまで長年に渡り安房地域内での事業展開を検

討してきましたが、現在では、更なる広域化として第2期君津地域広域廃棄物処理事業により事業連携することとなったことから、事業の方向性が大きく転換しました。

このような様々な背景から、本市の一般廃棄物処理に関し、必要な施策を推進するための総合的かつ中長期的な計画として、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」といいます。）」を改定し、循環型社会の実現を目指すものです。

なお、本計画は令和3（2021）年度を初年度とし、15年後の令和17（2035）年度を計画目標年度とします。



2 国内外の動向

地球規模での環境問題が深刻化する中、国連総会において、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として、「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」が採択され、その中に「持続可能な開発目標（SDGs）」が記載されました。

SDGsは、令和12（2030）年度までに達成すべき国際社会全体の目標として、17のゴールと具体的な169のターゲットが設定され、目標の達成に向けて国や地方自治体、企業等において様々な取り組みが進められています。



国内では、プラスチックの資源循環を総合的に推進するため、令和元（2019）年 5 月 31 日に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、バイオプラスチックの利用促進やプラスチック製容器包装以外の使用済プラスチック等のプラスチック資源の徹底かつ効果的・効率的な回収・再生利用等を総合的に推進することとなりました。

また、令和元（2019）年 10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）」が施行され、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することが定められています。

千葉県では「ごみ処理広域化計画」を策定し、ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化を進めていきましたが、近年の廃棄物を取り巻く状況が大きく変化したことを受け、国は平成 31（2019）年 3 月に「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」を発出しました。今後は、社会情勢や地域の状況を踏まえつつ、地域循環共生圏の考えを含め、廃棄物量に合わせた効率的な処理に向け、廃棄物の広域的処理や処理施設の集約化を図る必要があります。

3 ごみ処理の基本理念と基本方針

（1）基本理念

- 3Rを中心課題として位置づけ、市民、事業者、行政が一体となったごみ処理システムづくりを推進します。
- 循環型社会の形成を踏まえ、収集・運搬及び処理の各段階において、資源化を含めた最適な処理・処分の体制を確保し、快適な生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めます。
- 環境負荷の低減に配慮した安定的かつ効率的な処理体制を確立します。

（2）基本方針

循環型社会形成推進基本法における廃棄物等処理の優先順位に基づき、まず、ごみの発生抑制（リデュース）、次に再使用（リユース）に取り組めます。そのうえで、排出されるごみについては、再生利用（リサイクル）に取り組むものとします。

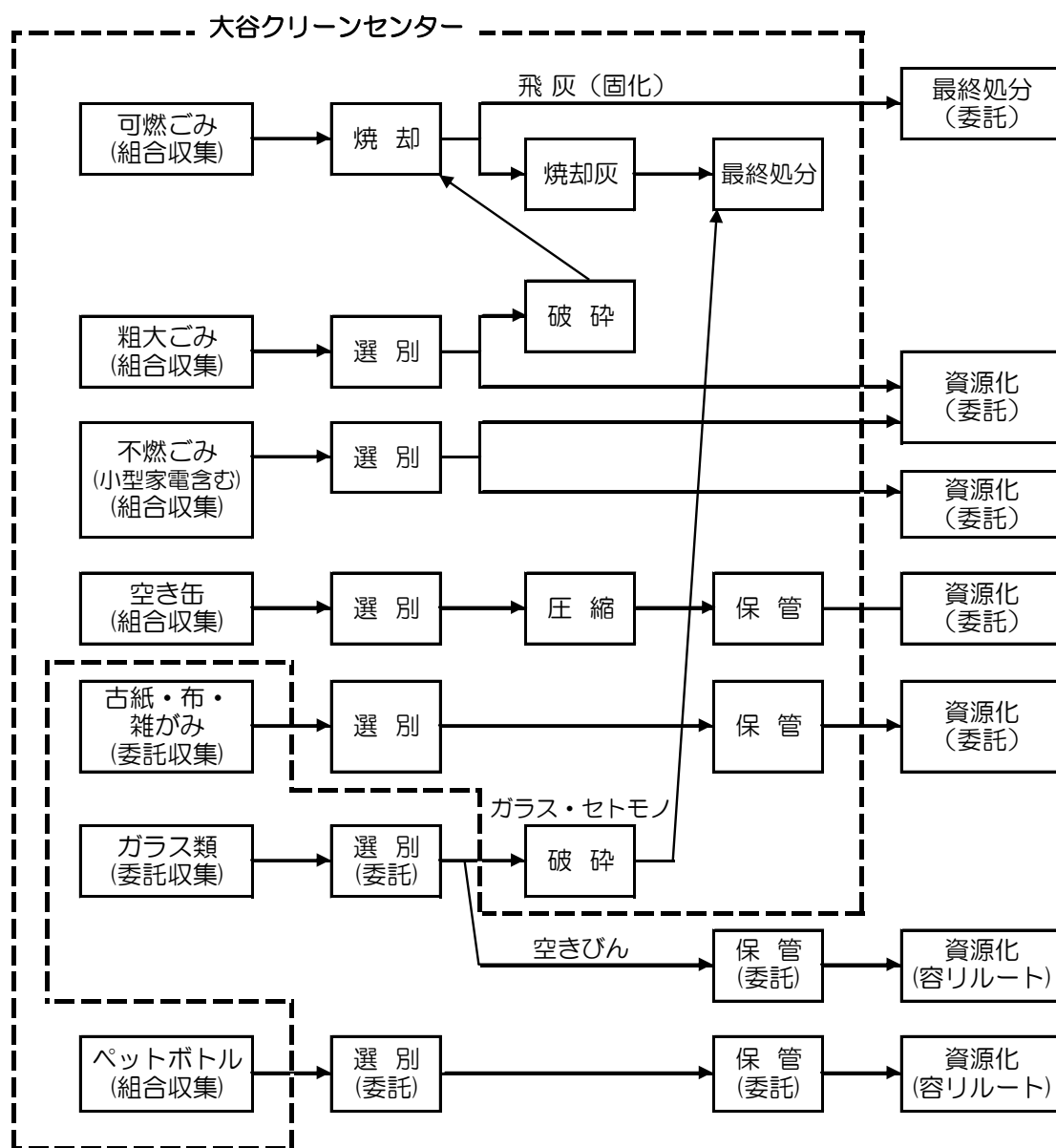
ごみの発生抑制及び再使用等は、市民及び事業者の主体的な協力が不可欠であることから、市は積極的にごみに関する啓発や情報提供、環境教育等を推進するとともに、持続可能な支援を行い、また、適切な施策を行います。

4 ごみ処理の現況と課題

(1) ごみ処理体系

本市のごみ処理は、平成 18（2006）年の合併以前の形態を継続しており、内房地区（富浦、富山及び三芳地区）と外房地区（白浜、千倉、丸山及び和田地区）で、収集及び処理の流れが異なります。

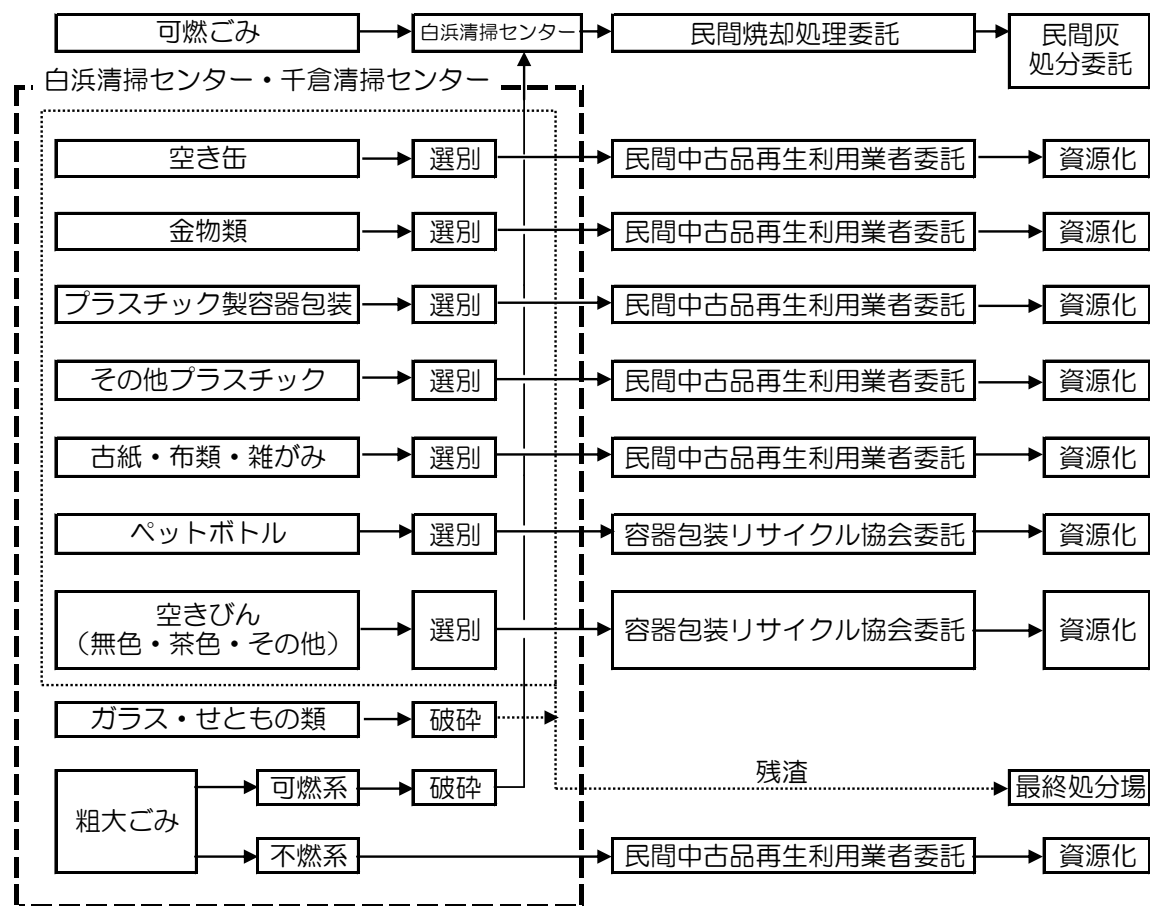
① 内房地区（富浦、富山及び三芳地区）



注) 「容リルート」とは、(財) 日本容器包装リサイクル協会に資源化を委託するルートを示します。

※可燃ごみのうち、イノシシなどの有害鳥獣の死体の焼却は、性状に応じ専用施設を用いる。

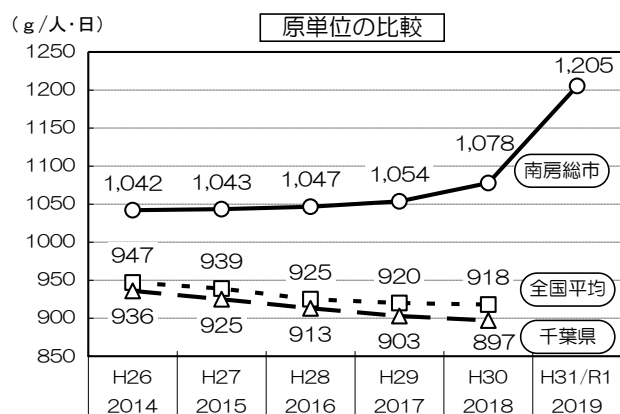
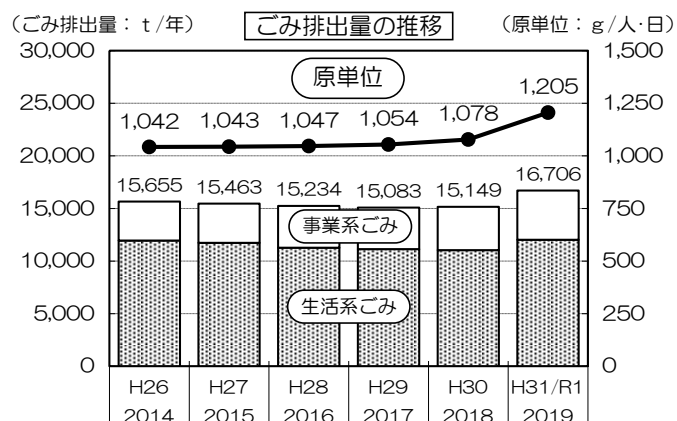
② 外房地区（白浜、千倉、丸山及び和田地区）



※可燃ごみのうち、イノシシなどの有害鳥獣の死体の焼却は、性状に応じ専用施設を用いる。

(2) ごみ排出量の実績

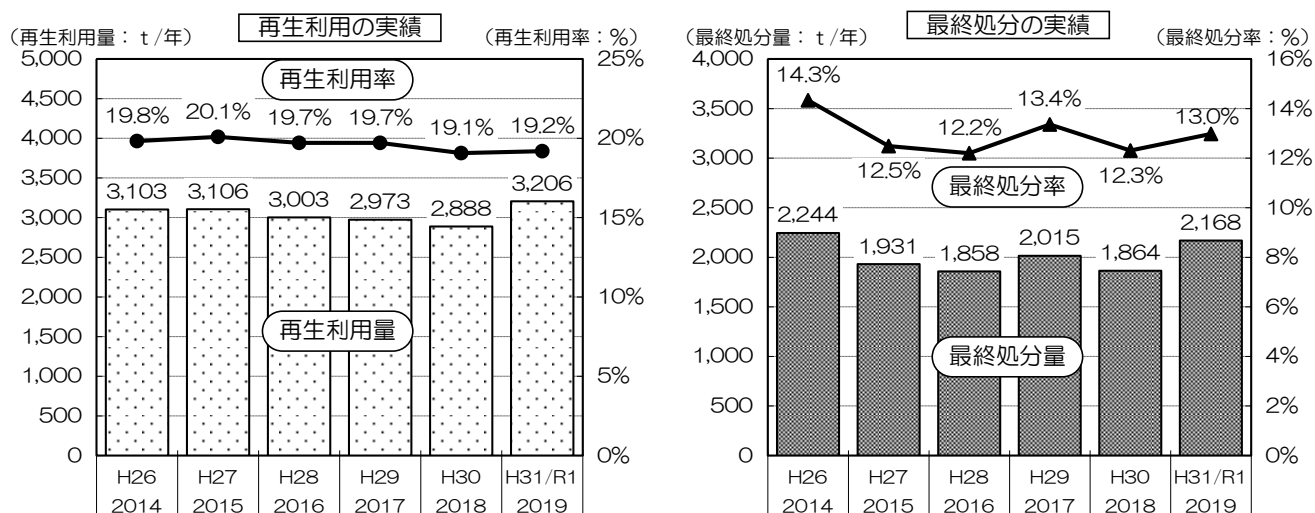
千葉県では、令和元（2019）年度に台風第 15 号（9 月 9 日）、第 19 号（10 月 12 日）が上陸し、10 月 25 日には記録的な大雨に見舞われ、本市も大きな被害が発生しました。そのため、ごみ排出量の令和元（2019）年度の実績値には災害ごみが含まれており、前年度より大幅に増加していることから、本計画では令和元（2019）年度のデータを除いて検討します。



平成 30（2018）年度の本市のごみ排出量は、15,149 t となっており、平成 26（2014）年度に対し約 506 t（約 3.2%）の減少となっています。

また、資源ごみ排出量が年々減少しているため、再生利用率は微減しています。

最終処分量は、焼却灰の資源化を行っているため、減少傾向で推移しています。

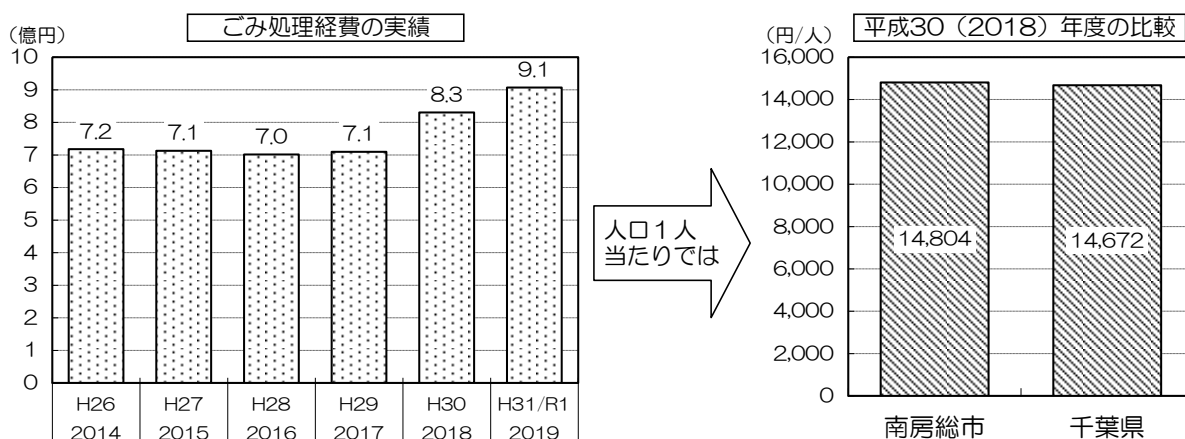


(3) ごみ処理費用

令和元（2019）年度のごみ処理経費は、多量の災害ごみが排出されたため、ごみ量が増加したことから約 9.1 億円となり、前年度より増加しました。

なお、組合分担金は、鋸南衛生組合への分担金（内房地区分）及び安房広域への粗大ごみ処理に対する分担金を合わせ、約 1.9 億円となっています。

平成 30（2018）年度の人口 1 人あたりのごみの収集及び処理費用（車両購入費等を除く）は 14,804 円であり、千葉県 の 14,672 円と同程度となっています。



(4) 問題点と課題

① ごみの発生抑制と排出抑制

- 1人1日当たりのごみの排出量（原単位）の減量化
- 事業系ごみの減量化の推進
- 「ごみとなる物を発生させない」ための情報提供や環境教育等の推進

② 市民・事業者・行政との協働

- 市民・事業者及び行政の協働による発生・排出抑制及び資源化の推進

③ 再生利用率の向上

- 資源物、特に紙類やプラスチック製容器包装等の分別排出の徹底
- 分別排出等に関わる市民意識の啓発や資源ごみの分別区分の見直し

④ 収集・運搬

- 地区別人口の増減に応じた収集区域、収集方法及び収集頻度の見直し
- 市民サービスと収集及び運搬の効率化
- 高齢者向けのごみ出し支援等の検討

⑤ ごみ処理経費の合理化

- 安全かつ安定的な処理を行いつつ様々な角度から経費の合理化を図る

⑥ 地球温暖化防止への配慮

- 廃棄物、特にプラスチック類の焼却量の削減

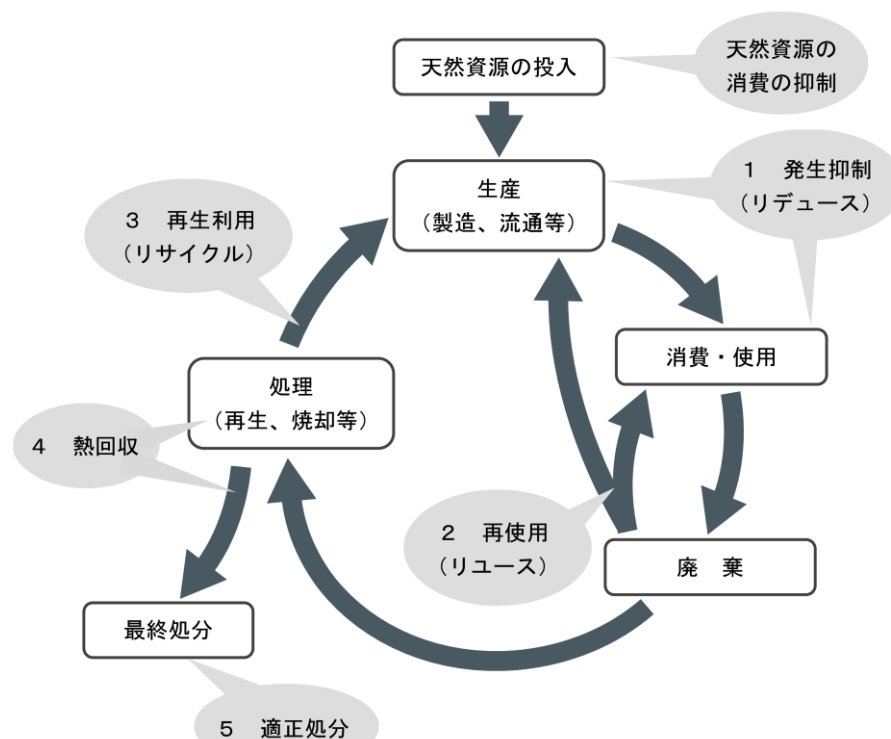
5 ごみ処理基本計画

(1) ごみ処理の3R体系

本市では、①発生抑制（リデュース）、②再使用（リユース）の2Rを推進し、それでも排出されるごみは、③再生利用（リサイクル）を促進します。

現在、3Rを推進していますが、将来的には④発生回避（リフューズ）と⑤修理（リペア）を加え、5R とすることについて検討します。





資源の適正な循環的利用のイメージ

(2) 計画の目標

本市の将来ごみ排出量等の目標は、国及び千葉県の数値目標を参考として設定しますが、現時点では最終処分量を除き、千葉県の実績（県平均）に達していません。

そのため、いずれ県平均に追いつくための第一歩として、実現可能な数値目標として以下の目標を設定します。

区 分	実績値 平成 30 年度 (2018)	第 1 中間目標 令和 7 年度 (2025)	第 2 中間目標 令和 12 年度 (2030)	計画目標年度 令和 17 年度 (2035)
年 間 排 出 量	15,149 t / 年	13,282 t / 年以下	11,850 t / 年以下	10,518 t / 年以下
1 人 1 日あたりの 家庭系ごみ排出量 (資源ごみを除く)	602 g / 人・日	565 g / 人・日以下	532 g / 人・日以下	499 g / 人・日以下
出口側の循環利用率	19.1%	19.1%以上	19.3%以上	19.6%以上
最 終 処 分 量	1,340 t / 年	1,614 t / 年以下	1,436 t / 年以下	1,269 t / 年以下

※減量化目標は、1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量（資源ごみを除く）を令和 17（2035）年度までに 500 g / 人・日以下にすることを目指します。

出口側の循環利用率及び最終処分量については、焼却灰の再生利用量により変動しますが、目標では実績値と同程度とした場合の数値を設定しています。

(3) ごみの排出抑制のための方策

1) 発生抑制・再生利用の推進

① 有料化の定期的な見直し

○効果的なごみ減量効果を発揮するため、適切な料金体制等を検討する

② 収集・運搬

- エコバッグ（マイバッグ）の活用と過剰包装の辞退
- フリーマーケット・バザー等の活用
- 生ごみの減量化と堆肥化
- 廃食用油の回収
- 剪定枝等の資源化
- 食品ロス削減レシピの発信や備蓄食料の食品ロス防止
- 食品等の期限表示の理解の促進
- 外国人向けパンフレット（多言語対応）の作成・配布
- ペットボトルキャップの回収

③ 事業者における排出抑制と再使用等の推進

- 排出者責任や拡大生産者責任に対する理解と協力を深める広報の推進
- 排出抑制、再資源化に配慮した製品の使用
- 従業員意識の高揚
- 事業者を対象とした減量化計画の策定・指導
- 新聞古紙等の新聞販売店回収の実施
- ごみの減量化に積極的に取り組んでいる事業所の紹介
- 事業系資源ごみのリサイクル促進

④ 行政における排出抑制と再使用等の推進

- 市民・事業者に対する情報の提供
- 公共施設での施策（減量化・資源化の徹底と環境啓発普及活動の推進）
- ごみアプリ（ごみの分別支援アプリ）の導入・配信の検討

⑤ 環境教育の推進

○ごみ処理施設見学会の実施

○環境学習の提供（ごみ処理に関する講習や体験学習等）

⑥ 非定住者に対する施策

○観光客に対するごみのポイ捨て防止運動及び持ち帰り運動等の推進

⑦ 超高齢化社会の実情に沿った施策

○福祉部局と連携し、ごみ出しが困難な高齢者に向けた支援等を検討

2) 処理体制

① 家庭ごみの処理体制の現状と今後

○可燃ごみは第2期君津地域広域廃棄物処理事業として実施し、可燃ごみ以外のごみは、中継施設の整備と合わせて検討する

② 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

○事業所に対し、事業系一般廃棄物の減量化・資源化について指導を行い、その周知徹底を図るとともに、啓発活動を推進する

③ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

○基本的には、産業廃棄物は受け入れないが、「併せ産廃」と認定できるごみに関しては、協議・検討を行い、受け入れの可否を検討する

④ 広域化に向けた今後の処理体制の要点

◆可燃ごみについては、当面は現在の処理体制を継続し、新たな広域処理施設の稼働後は熔融処理し、効率的なエネルギー回収を図る

◆粗大ごみ、不燃ごみは、当面は現在の処理体制を継続し、今後は、本市施設又は新たな枠組みによる施設を整備することを検討する

(4) ごみの分別区分

1) 生活系ごみ

当面は現在の分別区分を維持するものとしますが、ごみ処理の広域化処理の実施に伴い、将来的には、関係市町と協議・検討を行い、効率的かつ経済的な処理を実施できるごみの分別区分を定めるものとします。

以下に、現在の分別区分と将来の分別区分の例を示します。

現行の分別区分		将来の分別区分		方 法	指定袋等	
全 市	可燃ごみ	①	可燃ごみ	ステーション	指定袋	
	粗大ごみ	②	不燃ごみ	ステーション	袋収集	
	空き缶	③	粗大ごみ	戸別排出	戸別収集	
	空きびん	④	資 源 容 器 包 装 ご み	缶類	ステーション	袋収集
	ペットボトル	⑤		びん類	ステーション	袋収集
内房地区	古紙・布類・雑がみ	⑥		ペットボトル	ステーション	袋収集
	不燃ごみ	⑦		プラスチック製容器包装	ステーション	袋収集
	小型家電製品	⑧		紙製容器包装	ステーション	袋収集
外房地区	金物類・小型家電	⑨		古紙・布類・雑がみ	ステーション	結束・袋収集等
	ガラス・せともの類	⑩		廃食用油・剪定枝等	—	持ち込み等
	プラスチック製容器包装	⑪		小型家電	ステーション	袋収集
	その他プラスチック	⑫	蛍光管、体温計、乾電池	ステーション	袋収集	
	古紙・布類					
	雑がみ					
	上記に加え					

※国ではプラスチック製容器包装と製品プラスチックの混合収集も検討されています。

2) 事業系ごみ

事業系ごみについては、排出実態の把握を行い、多量排出事業者に対する指導、減量化を推進していきます。

また、事業系ごみの運搬等処理を行っている事業者に対して、処理方法などを適正に指導・監督するため、ごみの排出実態を把握し、ごみ減量化を推進します。

(5) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

1) 収集・運搬に関する目標

- 効率的な処理・処分を実施するため、分別区分の統一を検討します。
- 人口の増減や高齢化等などに伴い、将来的にごみ排出量が増加することが予想されるため、必要に応じて収集・運搬体制の見直しを検討します。

2) 収集・運搬体制

分別区分		排出方法	収集方式	方 法	収集主体	収集形態
可燃ごみ		指定袋	定期収集	ステーション	市・鋸南衛生組合	直営／委託
不燃ごみ		袋収集	定期収集	ステーション	市・鋸南衛生組合	直営／委託
粗大ごみ		戸別収集	申込制	戸別	市・鋸南衛生組合	直営／委託
資源 ごみ	缶類	袋収集	定期収集	ステーション	市・鋸南衛生組合	委 託
	びん類	袋収集	定期収集	ステーション	市・鋸南衛生組合	委 託
	ペットボトル	袋収集	定期収集	ステーション	市・鋸南衛生組合	委 託
	プラスチック製容器包装	袋収集	定期収集	ステーション	市・鋸南衛生組合	委 託
	紙製容器包装	袋収集	定期収集	ステーション	市・鋸南衛生組合	委 託
	古紙・布類・雑がみ	結束・袋収集	定期収集	ステーション	市・鋸南衛生組合	委 託
	廃食用油・剪定枝等	持込み等	—	—	—	—
	小型家電	袋収集	定期収集	ステーション	市・鋸南衛生組合	委 託
蛍光灯、体温計、乾電池		袋収集	定期収集	ステーション	市・鋸南衛生組合	委 託

注) 収集・運搬体制は、本市及び鋸南衛生組合との協議によって決定します。

3) 中間処理に関する目標

- 安全かつ衛生的な中間処理を行います。
- 焼却に伴い発生するエネルギーを回収します。
- 効果的な資源化を行い、最終処分量を削減します。
- 環境負荷を低減し、環境保全に十分な配慮をします。

4) 中間処理体制

分別区分			中間処理施設	中間処理方法	処理主体
可燃ごみ			エネルギー回収型 廃棄物処理施設	焼却等（発電及び熱利用）	委託※
不燃ごみ			マテリアル リサイクル 推進施設等	破碎→選別（鉄・アルミ資源化）→残渣焼却	南房総市 鋸南衛生組合
粗大ごみ				粗破碎の後、不燃ごみと共に処理	
資源 ごみ	容器 包装	缶類		色別選別→資源化→残渣は埋立	
		びん類		磁力・アルミ選別→資源化→残渣は埋立	
		ペットボトル		不純物選別→資源化	
		プラスチック製容器包装		不純物選別→資源化	
		紙製容器包装		不純物選別→資源化	
		古紙・布類・雑がみ		直接資源化	
	廃食用油・剪定枝等				
	小型家電				
蛍光管、体温計、乾電池			マテリアル施設	ストック→処理委託	

※株式会社上総安房クリーンシステムを事業主体として PFI（BOO）事業による広域廃棄物処理施設において処理します。（第 2 期君津地域広域廃棄物処理事業）

注）可燃ごみ以外の中間処理等については、本市及び鋸南衛生組合との協議によって決定します。

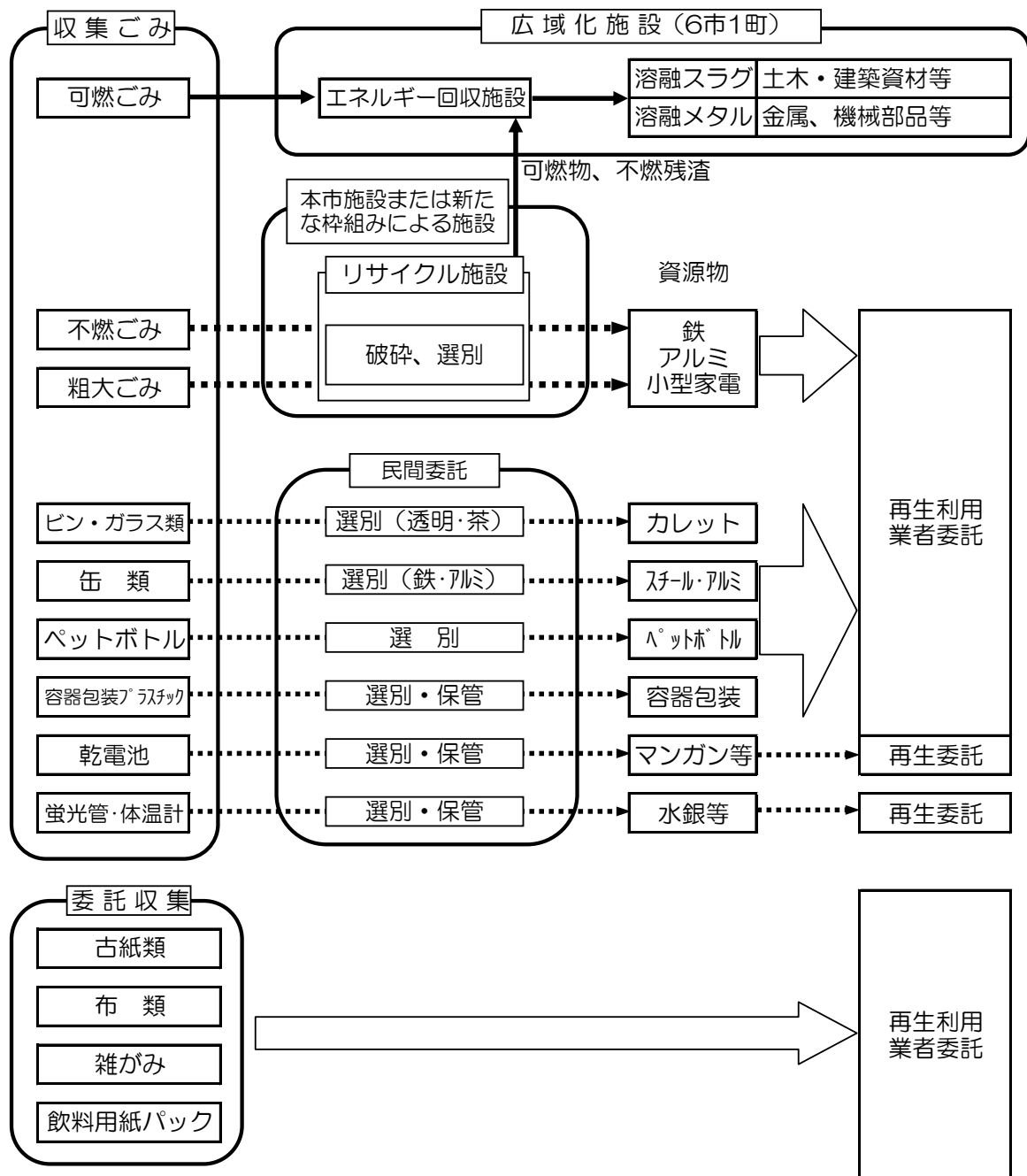
5) 最終処分に関する目標

- 最終処分場の適正管理により、埋立廃棄物の安定化・無害化を図ります。
- ごみの排出抑制、資源化に努めつつ、中間処理を行うことで最終処分量の低減化を図り、最終処分場の延命化に努めます。
- 最終処分場は、安全かつ安定的な処分場を計画します。

6) 最終処分体制

最終処分は、民間委託により実施しますが、飛散を防止し、浸出水量をできるだけ少なくするなど、安全性を十分に考慮した施設に委託するものとします。

7) ごみ処理体系

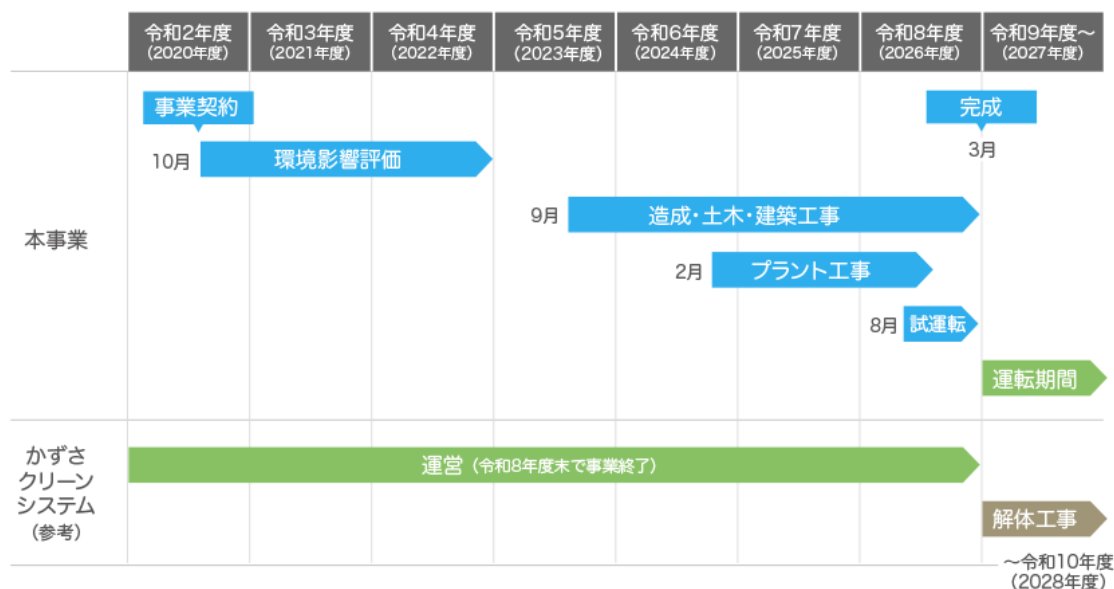


(6) ごみの処理施設の整備に関する事項

1) 第2期君津地域広域廃棄物処理事業による中間処理施設の概要

エネルギー回収型 廃棄物処理施設	施設規模	486t/日 処理 (162 t /24h×3 炉)
	所在地	千葉県富津市新富 21-3
	処理方式	シャフト炉式ガス化熔融方式
	施設構成	工場棟、計量棟、管理棟、 スラグストックヤード棟
	発電能力	11,880kW

2) 第2期君津地域広域廃棄物処理事業の計画工程



※「かずさクリーンシステム」は、現在、君津地域4市（木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市）の広域処理を行っている施設です。第2期事業から鴨川市、南房総市及び鋸南町が参加します。

3) 中継施設

新たな広域施設に効率的に搬送するため、本市と現在、本市の一部と一部事務組合を構成して可燃ごみの処理を行っている鋸南町と調整のうえ、新たな中継施設を建設するものとします。

なお、中継施設の供用開始は、広域施設の供用開始にあわせて令和9年度を目標とします。

(7) その他ごみの処理に関し必要な事項

1) 市民に対する広報・啓発活動

本市では、ごみ問題についての市民の理解と協力を得るため、継続的に啓発活動を行っており、今後もこれらの広報・啓発活動に努めていきます。

2) 特別管理一般廃棄物に対する対処方針

PCB を含んだ廃家電製品や感染性一般廃棄物（危険性・感染性廃棄物としての在宅医療器具等）は、今後も現状の処理体制を維持し、適正処理の協力を求めています。

3) 適正処理困難物に対する対処方針

適正処理困難物として品目を指定し、メーカー、取扱販売店及び専門の処理業者への引取りを指導しており、今後も継続していきます。本市及び広域の新たな施設の整備や法律制定等の動向に応じて、随時見直しを図っていくものとします。

4) 災害廃棄物処理計画の策定

千葉県が策定している「千葉県災害廃棄物処理計画」や、「千葉県地域防災計画」等と整合を図りつつ、非常災害に備えた「災害廃棄物処理計画」を策定しました。

5) 不法投棄対策

不法投棄監視員による環境パトロールを実施しており、啓発看板を設置しています。不法投棄監視カメラを設置し、行為者を特定するだけでなく、不法投棄に対する抑止力とします。また、環境監視指導員により、不法投棄未然防止及び早期発見に努めるとともに、不法投棄が発生した際の迅速な対応を行います。

6) 小型家電リサイクルに関する検討

公共施設に回収ボックスを設置するとともにクリーンセンター、清掃センターにおいて不燃ごみや粗大ごみの中から選別し、小型家電リサイクル回収事業を展開しています。